第９８号議案

中野区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和８年１１月２６日

提出者　中野区長　　酒　　井　　直　　人

（提案理由）

南中野児童館の音楽室の使用料に係る規定を廃止する必要がある。

中野区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

中野区行政財産使用料条例（昭和３９年中野区条例第８号）の一部を次のように改正する。

別表３の表を次のように改める。

３　削除

附　則

この条例は、公布の日から施行する。